(21)‖ 炭酸カリウム溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一	（新設）	（新設）
(22)‖ テレフタル酸ジ―二―エチルヘキシル	一	(12)‖ テレフタル酸ジ―二―エチルヘキシル	一
(23)‖ トール油のナトリウム塩	一	(13)‖ トール油のナトリウム塩	一
(24)‖ ナトリウムメトキシド（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるもの（濃度が二十一重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチルアルコール溶液を除く。）に限る。）	二五	(14)‖ ナトリウムメトキシド（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるもの（濃度が二十一重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチルアルコール溶液を除く。）に限る。）	二五
(25)‖ ナフタレン（粗製のものに限る。）	二五	(15)‖ ナフタレン（粗製のものに限る。）	二五
(26)‖ ノルマルアルカン（炭素数が九から十一までのものの混合物（炭素数が十及び十一のものの混合物を除く。）に限る。）	一	(16)‖ ノルマルアルカン（炭素数が九から十一までのものの混合物（炭素数が十及び十一のものの混合物を除く。）に限る。）	一
(27)‖ 廃食用油（トリグリセリド（炭素数が十八の不飽和脂肪酸を含む脂肪酸の炭素数が十六から十八までのものの混合物に限る。）に限る。）	一	（新設）	（新設）
(28)‖ ピペラジン溶液（濃度が六十八重量パーセントのものに限る。）	二五	(17)‖ ピペラジン溶液（濃度が六十八重量パーセントのものに限る。）	二五
(29)‖ フィッシュサイレージ（ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。）	一	（新設）	（新設）
(30)‖ ぶどう油	一	(18)‖ ぶどう油	一

(31)‖ ヘキサヒドロ―一・三・五―トリエタノール―一・三・五―トリアジン（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一〇	（新設）	（新設）
(32)‖ ほう酸（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	二五	（新設）	（新設）
(33)‖ ポリアルケンスルホン酸ナトリウム塩（アルケニル基の炭素数が二十から二十八までのもの及びその混合物に限る。）（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一	（新設）	（新設）
(34)‖ ポリイソブチレン（重合度が四未満のもの及びその混合物に限る。）	一	(19)‖ ポリイソブチレン（重合度が四未満のもの及びその混合物に限る。）	一
(35)‖ ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物を除く。）を溶媒とする溶液	一	(20)‖ ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物を除く。）を溶媒とする溶液	一
(36)‖ ポリエーテルのほう酸エステル（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一〇	(21)‖ ポリエーテルのほう酸エステル（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一〇